

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 3 月 24 日

審査機関名 株式会社トーマツ審査評価機構

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	協同組合加悦谷ショッピングセンターへの空調機器の高効率機器（インバーター）への更新による省エネルギー事業
排出削減事業者名	協同組合加悦谷ショッピングセンター
排出削減共同実施事業者名	カーボンフリーコンサルティング株式会社
事業実施場所	協同組合加悦谷ショッピングセンター
事業の概要	協同組合加悦谷ショッピングセンターで店舗内で使用されている空調機器を高効率の高効率機器（インバーター）に更新し、省エネルギー化を図る。事業実施後の使用電力量は空調機を7ブロックに分け、7ブロックごとに設置されている電力計で計測する。
排出削減量の計画	（限界電源炭素排出係数使用） 2011 年度：52 tCO ₂ /年 2012 年度：46 tCO ₂ /年 （事業実施期間合計 98 tCO ₂ ）
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011 年 05 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業実施サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：加悦谷ショッピングセンター</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2011年12月27日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを関係者への質問、関連資料により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、根拠資料、担当者への質問、検算により全体で12.5年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>また、既存設備でのランニングコストには設備のメンテナンスコストが実際にかかっており、計上しているが、実施後の設備については新品であることから、ランニングコストは計上していない。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本事業者の事業実施場所（加悦谷ショッピングセンター）は28店舗が協同組合を結成して運営されている。食料品、衣料品をはじめとして生活用品のショッピングセンターを形成している。そのうち、今回の事業はひとつのビルに入っている20店舗を対象としたものである。各店舗に専用の冷暖房の設備が設置されている。この設備に関して、現在の設備より高効率の空調機を設置して省エネを図ることが目的である。当該取組の一環として本制度を活用し新型空調機を導入することにより、より一層の省エネと地球温暖化防止を図ることとしている。以上のことを関係者への質問等により確認した。</p>

要件	審査手続き
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、その他関係者への質問等により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論「空調設備の更新：方法論番号：004」に基づき排出削減量を計算しており、以下の通り、当該方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1：本事業実施前の既存設備の仕様書の確認、実施後の導入設備の現地での目視及び仕様書によって、既存の系統電力によって運転されている空調機よりも高効率の空調機を導入することを確認した。</p> <p>適用条件 2：本事業による設備導入を行わなかった場合、事業実施前の既存設備を継続利用することできることを関係者への質問、現地での目視で確認した。</p> <p>適用条件 3：本事業実施前の空調設備のエネルギー使用量が測定できないため本事業実施後の電力量からベースラインを求めるケースを採用しているため、適用条件 3 は適用しない。</p> <p>適用条件 4：本事業では評価対象外である。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、関連書類の確認及び関係者への質問、現地での目視により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も排出削減事業計画に記載されている法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認した。(既存設備は昭和 62 年に設置され、24 年が経過しているが、法定耐用年数は 13 年若しくは設備により 15 年であり、2 倍を超えていない。現実に、若干のメンテナンスにより、支障なく運転されている。)</p> <p>4) 加悦谷ショッピングセンターでは A 重油燃焼による自家</p>

要件	審査手続き
	<p>発電が利用されているが、以下の理由により、系統電力と自家発電電力による空調電力使用量の按分（方法論 10.付記）を適用しないこととし、この事業では方法論の中の、系統電力で稼動する場合を採用した。</p> <p>① 自家発電はピークカットの目的で常時運転されている。</p> <p>② 既設の電力バランス及び自家発電用 A 重油使用量は以下のようにになっている。</p> <p>系統電力：220 万 kWh/年 自家発電電力：11 万 kWh/年 （総電力量に対する比率は 4.8%と影響は小さい。） 空調設備の電力使用量：約 44 万 kWh/年 自家発電に使用される A 重油の使用量：34 k l /年</p> <p>③ 事業実施後の空調設備での電力使用量は、省エネ対策により、約 34 万 kWh/年となる。</p> <p>④ 事業実施後、使用電力量が低減される結果、自家発電量も低減され、推定で自家発電量は 15%程度減少する。</p> <p>⑤ 事業者においては、自家発電量を増加する方針はなく、要請もない。</p> <p>以上のことを関係者への質問、関係書類の閲覧により、空調電力は系統電力で賄われていると判断した。省エネの結果によるピークカット用の自家発電の低減による省エネはマイナスリーケージと考える方が妥当である。これを削減量としてカウントすることは保守的ではない。従って、方法論の中の、系統電力で稼動する場合を採用することは妥当であると判断した。</p>

4. 特記事項

本事業実施前の既存設備のフロン冷媒は適切に処理されたことを回収フルオロカーボン処理証明書で確認した。

以 上